

令和3年度
鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金

募集のご案内

令和3年5月

この補助金に関する問い合わせ先

鳥取県商工労働部商工政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220
電話 0857-26-7538 F A X 0857-26-8117
メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

目次

I クラウドファンディング資金調達支援について	2
1 目的	2
2 対象者	2
3 補助メニューの概要	2
4 補助対象経費	2
5 応募方法	3
6 事前審査（事業認定）	3
7 クラウドファンディング運営事業者	4
8 事業認定後の流れ	4
9 クラウドファンディング実施における留意点等	5
II プロモーション支援について	6
1 目的	6
2 対象者	6
3 補助メニューの概要	6
4 補助対象経費	6
5 申請方法	6
III 共通事項について	7
1 全体のスケジュール	7
2 実績報告	8
3 補助金の支払	8
4 窓口・問い合わせ先	8
5 申請フロー	9
IV Q&A	10
○事業提案について	10
○補助対象経費について	10
○審査・認定について	11
○クラウドファンディングの実施及び補助額について	12
○その他	13

1 クラウドファンディング資金調達支援について

1 目的

県内中小企業による、ESG 経営につながる新たな商品・サービス開発等の先導的なビジネス展開の資金調達を支援するため、クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を活用して補助金を交付するものです。

2 対象者

ESG 経営につながる先導的な取組について、クラウドファンディングの方法による鳥取県ふるさと納税の寄附金（以下「寄附金」という。）を活用して資金調達を行う、県内事業者※等が対象です。

※中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のことをいい、鳥取県内に支店や営業所等、事業を実施するために必要な施設を有していれば、県外に本社があっても対象となります。

ただし、以下に掲げるアからエのいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- イ 政治及び宗教に関わる組織又は団体
- ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団員等
- エ その他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと判断される者

3 補助メニューの概要

1 補助メニュー	クラウドファンディング資金調達支援
2 補助事業	ESG 経営につながる新たな商品・サービス開発等の先導的なビジネス展開の取組を支援します。今年は「 <u>脱炭素社会の実現に向けた取り組み</u> 」を募集テーマとします。
3 補助率	10/10
4 補助金の額	本補助金の審査会により認定を受けた額を上限として補助します。 ただし、事業提案時点における寄附金目標額は、 <u>100万円から300万円の範囲内</u> とします。また、寄附申込額が <u>目標額に達しなかった場合は交付しません</u> 。
5 補助対象期間	交付決定日から、令和 4 年 2 月 28 日まで

4 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。

また、補助対象経費は、認定を受けた事業計画と整合が取れており、同計画の達成に真に必要で直接寄与するものに限り、（間接的なものは補助対象となりません。）

事業区分	費目	内容
FS 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品 (役務) 開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
人材 育成費	産業財産権 導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費

設備導入費	設備導入費	補助事業の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム（業務の集約化等により企業全体の生産性向上に寄与するものを含む））の県内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等） ※貸付のために導入する設備は対象外とする。
広告宣伝費	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPR ツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費 ※「(2) プロモーション支援事業」で対象とする経費は除く ※補助対象経費の1/4以内に限る
(共通経費)	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
その他	上記以外に、補助事業の遂行に必要と認められた経費	

<対象外経費>

- ・経常的な経費（企業の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む）
- ・食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）
- ・人件費（職員報酬・給料、アルバイト賃金、共済費）
- ・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

<留意事項>

- ・原材料費および消耗品等については、使用記録を管理簿（任意形式）に残してください。
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう努めてください。

5 応募方法

- ・応募書類の作成にあたっては、県に相談いただくことができます。
- ・応募に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

受付期間	令和3年5月31日（月）～6月30日（水）（受付最終日は午後5時必着）
必要書類	ア 事業提案書：様式第1号（第5条関係） イ 事業計画書：様式第2号（第5条、第9条関係） ウ 収支予算書：様式第3号（第5条、第8条、第9条、第12条関係） エ その他応募事業の参考となる資料（会社概要、決算書等）
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課 （提出方法：持参、郵送、HPからの電子申請、メールのいずれか）

6 事前審査（事業認定）

応募書類をご提出いただいた後、事業の内容や本補助金の目的との適合性を県で審査を行います。

(1) 審査会（プレゼンテーション形式）の開催

審査は、外部有識者を含む本補助金の審査会において、審査基準に沿って行います。商工政策課が指定する日時・場所で開催する審査会にご参加いただき、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

ア 審査会の日時：令和3年7月の指定した日

イ 審査会の場所：鳥取県内会場（未定）

※1 日時・場所については、決まり次第、個別にご案内します。

※2 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、オンラインでの対応等をお願いする場合があります。

(2) 審査項目

以下の観点に重点を置いて審査します。

審査項目	主な審査基準
(1) 妥当性	・事業の目的及び内容が、市場動向や自社の経営資源等の分析に基づき、収益性を検討された妥当なものであるか。 ・ターゲット、市場規模、販売方法等が具体的かつ実現的で、計画に無理のないものであるか。 ・関係法令等に照らして現実的な事業設計となっているか。
(2) 独自性	・地域資源の活用など事業者独自の要素が反映されているものになっているか。
(3) 波及性	・事業実施およびその後の展開により、地域経済・社会への好影響が期待できるか。 ・他の県内事業者の ESG 経営の推進を促すような取組となっているか。
(4) 実現可能性	・実現可能な事業計画、スケジュールであるか。 ・事業実施における実施体制(従事者数、従事者の事業遂行能力、関係機関との協力体制等)に無理はないか。 ・今後の事業の継続について妥当な計画が立てられているか。
(5) ESG 経営との関連	・ESG 経営の視点から自社における目標、課題が明確になっているか。 ・自社の今後の更なる ESG の事業展開につながる内容および計画となっているか。 【R3 年度テーマ:脱炭素社会の実現に向けた取組】 ・事業の目的や内容が募集テーマに合致しており、その解決に寄与するものであるか。
(6) クラウドファンディングとの親和性	・応募事業はふるさと納税型クラウドファンディングで寄附を募ることが適切であるか。(不適切な例:商品販売を主目的としている など) ・事業目的及び内容は、寄附者の共感を呼ぶものであり、目標額の達成が見込めるものであるか。

(3) 事業の認定

審査の結果、評価の高い案件から順に予算の範囲内で事業を認定します。認定された応募者（以下「認定事業者」という。）には、県より認定通知書を発出します。

※クラウドファンディング実施にかかる事業の認定であり、補助金の交付決定ではありません。

7 クラウドファンディング運営事業者

本補助金では以下のクラウドファンディング運営事業者（以下「CF 運営者」という。）のもとクラウドファンディングの実施を予定しています。

READYFOR株式会社

本社所在地：〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目12番地1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル2階

電子メール：info@readyfor.jp URL：<https://readyfor.jp/corp#info>

クラウドファンディングの実施についてはCF 運営者の規定に沿って行われますので、事前に [READYFOR 利用規約](#)をご確認ください。

8 事業認定後の流れ

(1) CF 運営者との手続き

県は、応募時にご提出いただく事業計画書の一部を CF 運営者へ引き継ぎを行います。CF 運営者は、その書類および電話ヒアリングにより、CF 運営者の規定に沿った内容が等を確認し、クラウドファンディング実施の契約を結びます。その際の CF 運営者の判断により、寄附金目標額の達成に向けたアドバイス等を受けられることがあります。

(2) クラウドファンディング実施申出の提出

CF 運営者との契約手続き完了後、速やかに県指定様式（交付要綱様式第5号）を提出し、クラウドファンディング実施の旨を申し出てください。

※プロモーション支援の補助金を受けようとする認定事業者は、実施の申出に併せてプロモーション支援の交付申請をすることができます。詳しくは、「2 プロモーション支援」をご確認ください。

(3) 交付申請

クラウドファンディングの募集期間が終わり、目標額を達成した認定事業者は、県が別途通知する日までに交付申請を行ってください（交付申請書に添付する書類は5（1）のイ～エに同じ）。

交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、その時点から、補助事業を開始することができます。

9 クラウドファンディング実施における留意点等

(1) ふるさと納税型クラウドファンディングについて

本補助金において実施するのは「ガバメントクラウドファンディングREADYFORふるさと納税」です。寄附をしていただける方は、クラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトにより応援したい事業を選択し、県（ふるさと納税）に対して寄附をします。

県は、寄附申込額が目標額を達成した場合、事業認定を行った額を上限として補助事業者に交付します。

※寄附金の受入に係る手数料等の諸費用は県で負担します。

※事業認定額を上回った寄附額については、今後、県で実施する事業の財源とします。

(2) クラウドファンディング実施における作業内容

補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間、寄附者への返礼品の有無および内容等の検討、決定 ・インターネットサイトのプロジェクト掲載ページの作成（文章作成、写真添付等） ・募集時、募集後におけるプロジェクト掲載ページの更新（進捗、追加情報などの更新、支援者コメントへの返答等） ・（返礼品ありの場合）募集後の返礼品送付 など ・寄附目標達成に向けたプロモーション <p>※原則、<u>ページ作成・編集はすべて補助事業者に行ってください。</u></p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報提供、県ホームページへの掲載等によるプロジェクトの広報活動（プロモーション支援の有無に関わらず行います） ・認定事業者の希望に応じた伴走支援（クラウドファンディング経験事業者、ESG経営の専門家等のアドバイスを受けることも可能です） <p>⇒詳細は県HP (https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1247364.htm#itemid1247364) をご覧ください。</p>

(3) 返礼品の扱いについて

寄附者への返礼品の有無及び内容は、補助事業者が任意に決定できます。返礼品に係る費用（送料を含む）は、補助事業者の負担となります。ただし、年度内に支出し、寄附者へ送付するものに限り補助対象経費に含めることができます。（例：補助事業であるイベントでの飲食券を返礼品とする場合の当該飲食に係る食材費等）。県からの返礼品はありません。

また、返礼品を設定した場合、事業の実施に伴い、プロジェクトページに記載した通りの返礼品を確実に寄附者へ送付する必要があります（[READYFOR 利用規約](#)より）。

県としても返礼品の送付の事実を確認するため、返礼品を設定した事業者は、補助対象経費に含むかどうかに関わらず、県へ送付完了の報告を行っていただきます。補助事業期間内に送付したものは実績報告時に申告し、補助事業期間後に送付するものについては、送付完了時点で別途報告をしてください。

II プロモーション支援

1 目的

クラウドファンディング資金調達支援にて認定されたプロジェクトの社会的認知度を高め、寄附金の目標額を達成するため、広告、宣伝する経費を支援するものです。

2 対象者

クラウドファンディング資金調達支援の認定事業者で、クラウドファンディングの実施にあたりプロジェクトを広告、宣伝するための事業を行おうとする者。

3 補助メニューの概要

1 補助メニュー	プロモーション支援事業
2 補助事業	クラウドファンディング資金調達支援で選定された事業の社会的認知度を高めるためのプロモーション経費を支援します。 ※単独での活用はできません
3 補助率	1/2
4 補助金の額	補助上限額：10万円
5 補助対象期間	交付決定日から、令和4年2月28日まで

4 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。

また、補助対象経費は、認定を受けた事業計画と整合が取れており、同計画の達成に真に必要で直接寄与するものに限り、(間接的なものは補助対象となりません。)

費目	内容
広告宣伝費	クラウドファンディングにおける目標額達成のための広告宣伝費用（ホームページ、チラシ、パンフレット等のPR ツールの作成または広告掲載に要する経費）

5 申請方法

- ・申請書類の作成にあたっては、県に相談いただくことができます。
- ・申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

受付期間	CF 運営者との契約成立後～県の指定する日まで
必要書類	ア 交付申請書 イ 事業計画書（プロモーション支援）：様式第6号（第8条関係） ウ 収支予算書：様式第2号（第5条、第8条、第9条、第12条関係） エ その他申請事業の参考となる資料
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課 (提出方法：持参、郵送、HPからの電子申請、メールのいずれか)

III 共通項目

1 全体のスケジュール

項目	実施者	時期	内容
① 事業提案書の提出	応募者	R3年5月31日 ～R3年6月30日	事業提案書（添付書類として計画書、予算書）を県へ提出します。
② 審査・事業認定	県	R3年7月	提出書類及び応募者によるプレゼンテーションにより県が審査し、クラウドファンディングを実施する事業の認定を行います。
③ クラウドファンディングの契約	CF運営者		書類及び電話ヒアリングを行い、CF規定に反しない事業者に対して契約を行います。
④ 実施申出の提出	認定事業者	③完了後、速やかに	CF運営者との契約後、県に対しクラウドファンディング実施の旨を実施申出書によって申告します。
⑤ プロモーション支援交付申請 ※希望者のみ	認定事業者	④と同時期	認定事業のプロモーションの実施について申請書（添付書類として計画書、予算書）を県へ提出します。
⑥ プロモーション支援交付決定 ※⑤申請者のみ	県	交付申請から原則14日以内	申請内容について審査を行い、予算の範囲内で交付決定するとともに交付決定通知を送付します。
⑦ プロモーション事業への着手	補助事業者	交付決定日以降	<u>プロモーション支援の交付決定日より前に実施した事業は補助対象となりません。</u> （クラウドファンディング資金調達支援で応募している事業についてはこの時点では着手できません）
⑧ クラウドファンディングのプロジェクトページの作成	認定事業者		寄附金を募るプロジェクトページを作成します。
⑨ プロジェクトページの公開、募集開始	CF運営者	認定事業者が設定した日から	プロジェクトページを一般公開し、クラウドファンディングによる寄附金の募集を開始します。
⑩ 募集終了	CF運営者	認定事業者が設定した日まで	CF運営者より募集結果が応募者へ通知されます。
⑪ 補助金交付申請	申請者	寄附金募集期間終了の日から10日以内	目標額を達成した事業について交付申請書を県へ提出します。
⑫ 補助金交付決定	県	交付申請から原則14日以内	交付申請のあった事業について予算の範囲内で交付決定するとともに交付決定通知を送付します。
⑬ クラウドファンディング達成事業への着手	補助事業者	交付決定日以降	<u>クラウドファンディング資金調達支援の交付決定日より前に実施した事業は補助対象となりません。</u>
⑭ 実績報告書の提出	補助事業者	～R3年3月10日	補助事業の実績を県へ報告します。
⑮ 補助金額の確定	県	実績報告以降	県は提出された実績報告書等に基づき、適切に補助対象経費が支出されているか検査を行います。検査後、補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。その後、補助金の精算払を行います。

※基本的な流れについては9ページのフロー図もご確認ください。

2 実績報告

- ・報告書類の作成にあたっては、県に相談いただくことができます。
- ・報告に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

受付期間	事業完了～令和4年3月10日まで
必要書類	ア 実績報告書 イ 事業報告書：様式第9号（第12条関係） ウ 収支決算書：様式第2号（第5条、第8条、第9条、第12条関係） エ その他補助事業の参考となる資料
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課 (提出方法：持参、郵送、HPからの電子申請、メールのいずれか)

3 補助金の支払い

事業の実施状況について実績報告に基づいて検査後、補助金の額を確認し通知します。額の確定後精算払いを行いますので、必要書類を提出してください。

なお、県が認めたものについては実績確定より前に概算払いを行います。

必要書類	口座振込依頼書 [概算払いの場合] 概算払請求書：様式第11号（第15条関係）、経費支出計画書：様式第12号（第15条関係）
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課 (提出方法：持参、郵送、HPからの電子申請、メールのいずれか)

4 窓口・問合せ先

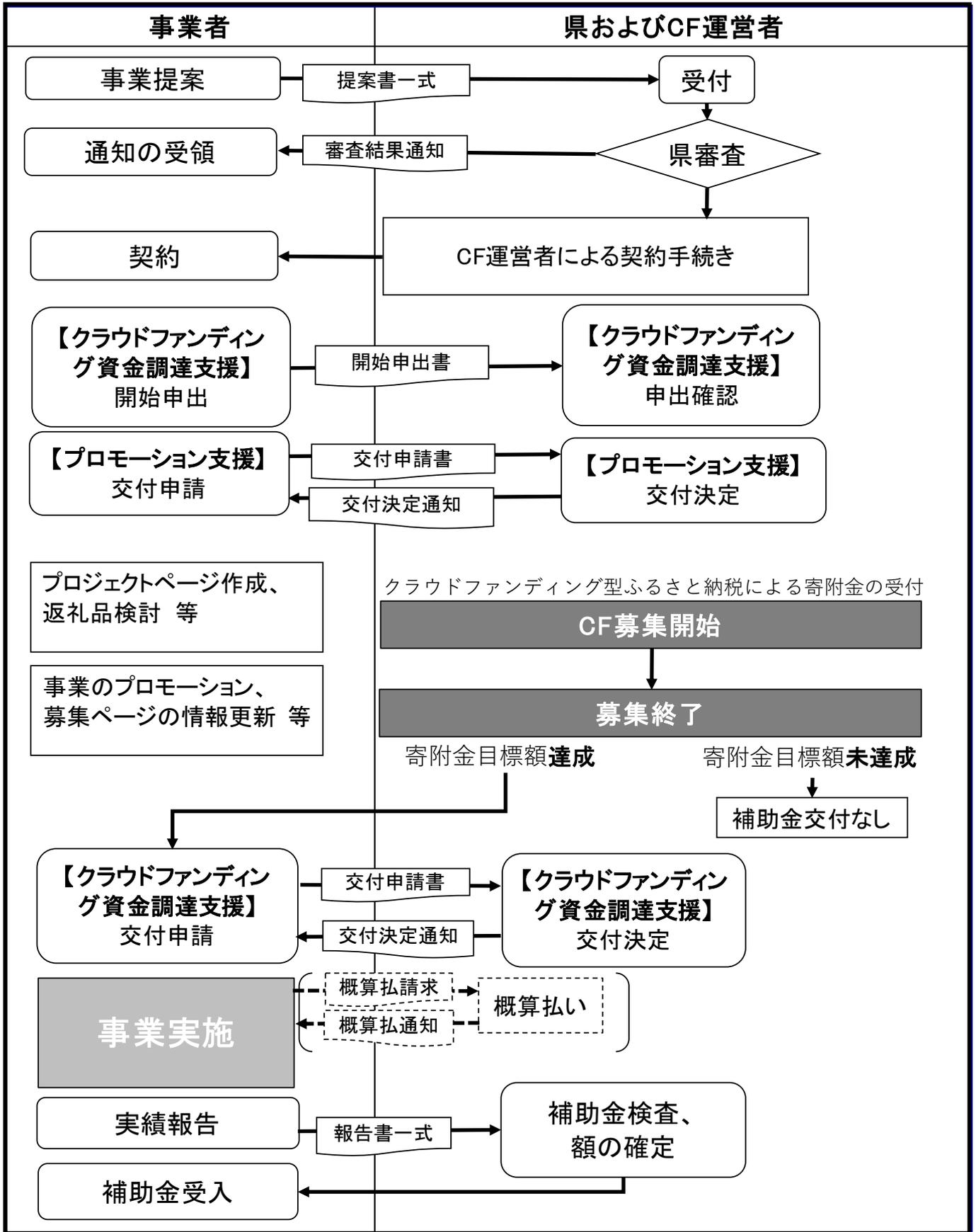
鳥取県商工労働部 商工政策課 成長戦略・調査企画担当

(ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>)

住所 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7538/ファクシミリ 0857-26-8117/電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

5 補助金交付のフロー図（基本的な流れ）



IV Q&A

○事業提案について

Q1 1事業者につき、複数の事業を応募してよいか。

A それぞれ異なる取組であり、クラウドファンディングを含む実施体制が整っている事業であれば、可能です。

Q2 事前資金がなくても大丈夫か。

A 問題ありません。

クラウドファンディングで目標額を達成すれば、認定事業の経費分は全額補助いたします。

通常、クラウドファンディングを行う際にはCF運営者に手数料を支払う必要がありますが、本補助金では手数料を県が負担するので、事業者負担ゼロでの事業実施が可能となります。

※通常は事業実施後に実績報告をもって補助金を交付しますが、概算払いの申請をしていただくと事業開始時に補助金をお渡しできます。

Q3 他の補助金との併用は可能か。

A 本補助金に応募する事業について、国や県の他の補助金と併用することはできません。本補助金と他の補助金の両方が採択された場合は、いずれかを辞退していただくこととなります。また、市町村の補助金については、当該市町村へお尋ねください。

Q4 応募はいつすればいいか。

A 募集期間中に事業提案書を提出してください。令和3年度の募集は5月31日（月）から6月30日（水）までです。

Q5 本社が県外の場合、対象になるか。

A 県内に支店や営業所等を有しており、県内事業所における取組であれば対象となります。

Q6 収支予算書の作成にあたっては、経費ごとに見積書を提出する必要があるか。

A 提出の必要はありませんが、適正な予算書作成のため、原則として見積書（相見積）を取るようになっています。

Q7 クラウドファンディング資金調達支援の補助金とプロモーション支援の補助金の両方を申請してもいいか。

A 両方の申請が可能です（プロモーション支援はクラウドファンディング資金調達支援を受けられる事業者を対象としたもので、単独で申請はできません）。

ただし、申請時期が異なるのでご注意ください（7ページの全体スケジュール又は9ページのフロー図をご覧ください）。プロモーション支援は、CF運営者との契約が完了し、クラウドファンディングを行うことが決まった時点で交付申請を行っていただきます。

○補助対象経費について

Q8 「ESG経営につながる先導的な取り組み」とはどのようなものか。

A ESG経営とは、企業が長期的な成長をとげるために必要な3つの要素「環境（Environment）」「社会（Social）」「企業統治（Governance）」を重視する考え方を実践する経営のことをいいます。

令和3年度においては、募集テーマを「脱炭素社会の実現に向けた取り組み」としており、「環境」の要素を重視した事業提案を募集します。例えば、CO2排出が少ない素材や製造方法による商品の開発、自然を生かした観光メニューの開発など、幅広く対象とします。

また、ESGを重視した事業に取り組み、それを公開することにより社会的な企業価値を向上させることもESG経営に取り組む大きなメリットになります。

Q 9 既に取り組んでいる事業のPRに活用してもよいか。

A 本補助金は、新たに取り組もうとするものについて寄附を募るものであり、実施済み又は実施中の事業は対象になりません。また、企業や商品のPRを主目的とした事業も認められません。

Q 10 補助金の対象とならない経費はどんなものがあるか。

A クラウドファンディング資金調達支援の場合、次のような場合は対象外となります。

- ・経常的な経費（企業の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む）
- ・食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く。なお、団体内部のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）
- ・人件費（職員報酬・給料、アルバイト賃金、共済費）
- ・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

Q 11 補助対象となる経費はいつ時点のものか。

A 補助金の交付決定日以後から事業終了日までの期間に支払われた経費が対象となります。

Q 12 鳥取県産業振興条例とは何か。なぜ県内事業者への発注が求められるのか。

A 県内における経済の発展・事業者の育成並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的として、議員発議により制定された条例です。本条例において、県の事業においては、県内の人材及び物品等を積極的に活用することが求められており、補助事業についてもこれに沿った対応が必要なものです。

Q 13 消費税は補助対象経費になるか。

A 対象となりません。

Q 14 振込手数料は補助対象経費になるか。

A 対象となりません。手数料を差し引いたときは、値引きとみなします。手数料が含まれている場合は、（総事業費・振込手数料）から消費税を引いたものが補助対象経費となります。

Q 15 新たな事業の実施に伴う施設の改修を行う場合は補助対象経費になるか。

A 事業の実施において不可欠な改修費用は補助対象となります。

Q 16 機械や備品を購入する場合は補助対象経費になるか。

A 事業実施に必要な機械や備品の購入費用は補助対象となります。ただし、PCなどの汎用性の高い備品は対象外となります。

Q 17 返礼品の製造・発送の経費は、補助対象経費になるか。

A 事業実施期間内に製造・発送したものに限り、補助対象となります。補助対象となる返礼品の経費は、寄附件数相当の数量分となります。（返礼品は寄附額に対し3割以内の価格のものとしてください。）

Q 18 プロモーション支援の対象となる経費はいつ時点のものか。

A プロモーション支援の交付決定後から、2月末までの事業の広告・宣伝費を対象とします。主にクラウドファンディングの寄附者を募るプロモーションを想定していますが、実施事業自体のプロモーションにも活用可能です。

○審査・認定について

Q 19 審査はどのように行うのか。

A プレゼンテーションによる審査となります。応募締め切り後に実施日や時間をご連絡します。当日は、応募者のみとし、関連事業者の方は同席できません。なお、応募者の方は発表者を含め、2名まで同席可能です。また、審査結果は、後日、書面について通知します。（新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、オンラインでの対応等をお願いする場合があります。）

Q20 事業認定後の事業内容の変更は可能か。

- A 変更承認申請書を提出し、承認を得ていただければ可能です。
重要な変更を行おうとする場合は、必ず変更申請が必要ですが、軽微な変更は申請不要です。

≪「重要な変更」の例≫

- ・補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
- ・補助事業の内容の変更につながる、経費配分の変更や、新たな支出事由の追加
- ・その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

※上記以外にも、重要な変更と判断される場合があるため、必ず事前に相談してください。

≪「軽微な変更」の例≫

- ・法人における代表者の変更 ・会社の合併・分割を伴わない単純な社名変更
- ・県内における会社所在地の変更 ・個人事業主の法人成り 等

ただし、本補助金はクラウドファンディングにより得た寄附金で事業を実施するという性質上、寄附者の意に反する変更は認められない場合があります。

○クラウドファンディングの実施及び補助額について

Q21 クラウドファンディングの実施にあたりどの程度支援が受けられるのか。

- A プロジェクトページへの掲載内容の検討や作成・編集及び返礼品の手配等はすべて事業者が自ら行います。
目標額達成に向けてアドバイスを受けた場合は、県が手配するクラウドファンディング経験のある事業者をアドバイザーとして派遣することが可能です。また、CF 運営者から直接アドバイスを受けられることがあります。 ※県が行える範囲のサポート・助言等は適宜行います。

Q22 返礼品は必ず必要か。また、どういったものになるのか。

- A 返礼品は任意となります。返礼品を提供する場合は、寄附額の3割以内金額で設定してください。内容は、実施事業で製造した商品やグッズ、施設の使用や見学など、事業に関連するものにしていただく必要があります。

Q23 クラウドファンディングはどのくらいの期間で募集するのか。

- A 事業認定後、県やCF 運営者と相談の上で開始日及び終了日を設定していただきます。募集期間は概ね1ヶ月程度を想定しています。掲載ページの作成完了時期や事業実施に必要な期間を踏まえて判断してください。

Q24 寄附額が目標額に達した場合も期間内は寄附の募集は続くのか。

- A 目標額に達しても、設定した日時まで募集は続きます。ただし、県認定額を上回った額の寄附については交付しませんので、返礼品の対応等にご注意ください（プロジェクトページで寄附者に必要な説明を行った上で、返礼品付きの寄附メニューを募集期間中に停止する等の対応が可能です）。

Q25 寄附額が設定した目標額に達しない場合はどうなるか。

- A 目標に達しない場合は、クラウドファンディング自体が不成立となり、本補助金の交付もありません。なお、寄附金は寄附者に返還されます（寄附がキャンセルされます）。

Q26 ネクストゴール※は設定できるのか。

- A 本補助金では事前に事業者が事業計画を提出し、その事業経費に対して審査・認定を行ったもののみについて補助を行うため、計画と異なる寄附を募ることとなるネクストゴールの設定は想定していません。
※クラウドファンディングを行う READYFOR において、目標額を達成した場合に次の目標額として公表し、寄附を募るシステム。

Q27 クラウドファンディングでの寄附募集または事業実施を途中で中止してもいいか。

A 事業者都合による寄附募集の中止は、クラウドファンディング事業者が請求するキャンセル料をお支払いしていただく必要があります。(詳細はガイドライン ([READYFOR 利用規約](#)) 又はCF 運営者との契約時にご確認ください。)

なお、寄附成立後の事業中止は原則認められません。

Q28 寄附額が目標額を上回った場合の補助額(交付決定額)はどうか。

A 県が事業認定した際の額を上限として交付決定を行います。交付決定額を上回る寄附金については、県が行う産業・農林水産業活性化にかかる事業の財源とさせていただきます。

○その他

Q29 補助金が交付される時期はいつ頃か。

A 事業終了後、実績報告を提出していただき、検査確認後の支払いとなります。ただし、希望する者に限り、交付決定額を上限とし、概算払いを請求することができます。

Q30 実績報告の際、クラウドファンディング資金調達支援の実績とプロモーション支援の実績は併せて提出してよいか。

A 交付決定額、対象経費、補助率が異なるため、収支決算書は別々に記載して提出してください。ただし、実施計画書および事業報告書については、2つの支援を併せて1枚で提出してもよいものとします。